

自動販売機設置事業者募集要項 (令和 8 年度 京都府立医科大学 附属図書館設置分)

京都府公立大学法人（以下「法人」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。設置事業者の決定は入札により行います。

1 入札物件

別添「物件一覧表」のとおり

- ※ 設置場所は、自動販売機設置位置図のとおり。
- ※ 設置場所の寸法には、使用済み容器の回収ボックス、転倒防止用金具、放熱スペース等を含みます。
- ※ 設置可能台数を超える台数の設置はできません。
- ※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限ります。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ないもの

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者（アからオまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過した者を含む。）であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成

- 立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- オ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 防止法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ アからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅すおそれのある団体に属する者
- (4) 府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 入札条件等

(1) 賃貸借の条件

① 賃貸借期間及び契約期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、法人及び設置事業者合意の上、2回を限度に更新できるものとします。

なお、設置日は令和8年10月1日とします。

② 賃貸借料

入札価格をもって1年間の賃貸借料とし、一括して納入していただきます。初年度の賃料は月割りで按分します。

③ その他経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な電気料金についても設置事業者の負担とし、そ

の額は、設置場所の１年分の電気料金と設置している自動販売機の年間消費電力量から金額を算定し、各契約期間満了後（１年ごと）に請求します。

(2) 使用上の制限

- ① 設置場所の寸法内に、自動販売機、使用済容器の回収ボックス、転倒防止金具、放熱スペースを設置すること。
- ② 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、夜間等はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とするように努めること。

また、設置に当たっては、コンセントロー一つに対して、差込プラグを一つとすること。

- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、既に許認可等を受けていること。
- ④ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類、経口補水液等の缶（キャップ付きに限る）、ペットボトルの容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- ⑤ 販売価格については、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ 販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、法人の指示に従うこと。
- ⑦ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保に供してはならないこと。

(3) 維持管理責任

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式６）を法人に提出すること。

- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止及び火災予防対策を講じること。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 盗難や破損事故等による損害は、法人の責によることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。
- ⑤ 自動販売機に併設して、使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収すること。また、設置場所内は常に清潔に保つこと。
- ⑥ 衛生管理等については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等へ

の届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

(4) 契約の解除

① 次のいずれかに該当する場合は、賃貸借契約を解除します。

ア 災害等やむを得ない事情により、設置場所を法人の用途に供する必要が生じた場合

イ 上記 3 の (2) 及び (3) に反する行為があった場合

ウ 設置事業者が入札参加資格を失った場合

エ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

② 上記①のイからエまでの場合、納入済の賃貸借料は返還いたしません。また、解除により生じた損失について、その補償を求めることはできません。

③ 上記①のイ又はエの場合、解除日から 2 年間、法人が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができないものとします。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、賃貸借期間が満了する前に、自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の 3 箇月前までに自動販売機の撤去に係る届出書（様式 7）を提出してください。

この場合、納入済の賃貸借料は返還いたしません。電気料金については月単位の計算で請求します。

また、自己都合により撤去した箇所への入札には、撤去から 1 年を経過するまで参加できません。

(6) 原状回復

設置事業者は、賃貸借期間満了により自動販売機を撤去する場合は、当該期間内に設置場所を原状回復してください。また、上記 3 の (4) により契約が解除された場合や、上記 3 の (5) により自動販売機を撤去する場合は、別途定められた日までに原状回復をしてください。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

4 入札の方法等

(1) 入札書（様式 2）を作成し、郵送又は持参してください。

ア 提出先 〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465
京都府立医科大学事務局経理課調達係
(本部棟 1 階)

イ 提出期限 募集日から令和 8 年 9 月 18 日（金）午前 10 時 まで《必着》
(持参の場合、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）)

※ 郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法としてください。

(2) 入札書に添付する書類

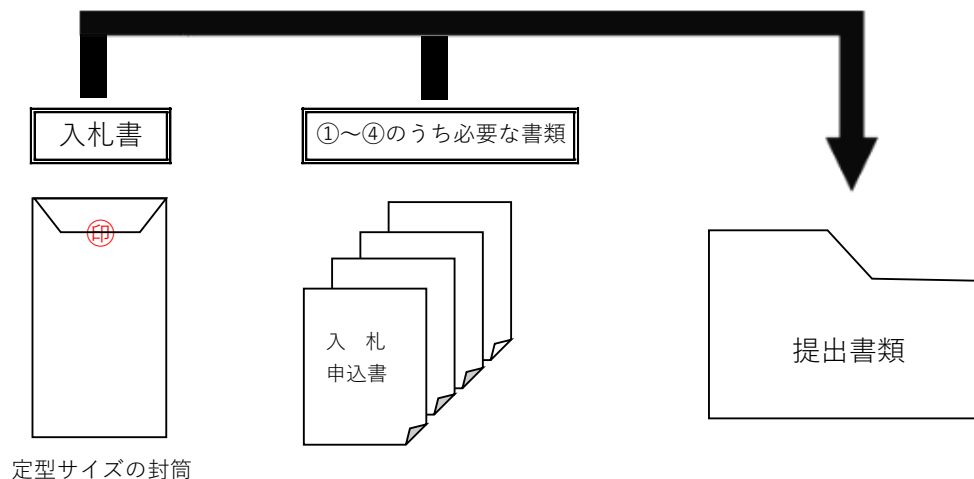
- ① 入札申込書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 3）
- ③ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※ 発行から 3 箇月以内のものに限ります（コピー可）。

- ④ 販売品目等一覧表（様式 4）

(3) 入札書と添付書類の提出方法

- ① 入札書のみを定型封筒（長形 3 号など）に入れ、印鑑証明印により封印するとともに、その封筒に名称又は商号、及び「京都府立医科大学における自動販売機設置」と記入し、添付書類とともに封筒に入れて、郵送又は持参により提出してください（下図参照）。



(4) 入札に当たっての留意事項

- ① 賃貸借契約は、入札申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 提出された入札書の書換え、引換えはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札価格が最低年額使用料を下回るもの
- ② 入札参加資格のない者のした入札
- ③ 提出期限までに届かなかったもの
- ④ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 金額を訂正した入札書による入札
- ⑥ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

- ⑦ その他入札に関する条件に違反したもの

5 設置事業者候補者の決定

- (1) 開札の日時

令和 8 年 9 月 18 日（金）午前 10 時

- (2) 設置事業者候補者の決定

物件に対し、法人が設定する最低年額使用料以上の額で、かつ、最高額の入札を行った者を選定し、設置事業者候補者（以下「候補者」という。）とします。ただし、最高額の入札が 2 以上あるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、候補者を決定します。

候補者の決定後、直ちに候補者にその旨を書面により通知します。

6 設置事業者候補者の提出書類

候補者は、令和 8 年 9 月 25 日（金）までに、京都府立医科大学事務局経理課調達係あて、次の書類を提出してください。

- (1) 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））

※ 発行から 3 箇月以内のものに限ります（コピー可）。

- (2) 府税納税証明書（京都府税の滞納がないことの証明書）

※ 発行から 3 箇月以内のものに限ります（コピー可）。京都府内に事業所がない法人については、提出の必要はありません。

- (3) 消費税納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書）

※ 発行から 3 箇月以内のものに限ります（コピー可）。

- (4) 役員調書（様式 5）

※ 京都府の入札参加資格者名簿に登載されている者については、この調書に代えて競争入札参加資格審査結果通知書（写）を提出してください。

7 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は、候補者が提出する上記 6 の書類等に基づく入札参加資格審査を経て決定します。

- (2) 入札参加資格審査の結果、候補者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合は、当該候補者が行った入札は無効とし、その旨を本人に通知するとともに、次順位者を候補者として上記 6 及び上記 (1) の処理を行います。

なお、次順位者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合も同様の処理を行います。

- (3) 候補者が上記 6 の書類を指定する期日までに提出しないため、入札参加資格審査ができない場合においても、当該候補者が行った入札は無効とし、上記 (2) の処理を行います。

ます。

(4) 設置事業者の決定後、設置事業者名、落札決定金額を入札参加者に対し書面で通知します。

(5) 入札の中止・延期

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は延期することがあります。

8 設置事業者の提出書類

設置事業者は、法人が指定する期日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 設置する自動販売機のカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）
- (2) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）

9 設置事業者決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

ア 正当な理由なくして、法人が指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

イ 設置事業者が入札参加資格を失った場合

ウ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

(2) 上記(1)のア又はウの場合、取消しのあった日から2年間、法人が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加できないものとします。

10 その他

(1) 消費税及び地方消費税の率が変わった場合には、賃貸借料を変更します。

(2) 契約手続及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

11 問い合わせ

京都府立医科大学事務局経理課調達係（本部棟1階）

電 話：075-251-5183

FAX：075-251-5205